

入札説明書

令和4年札幌市告示第817号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和4年3月7日（月曜日）

2 契約担当部局 〒002-8012 札幌市北区太平12条2丁目1番7号
札幌市北区土木部維持管理課事務係 電話（011）771-4211

3 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
北区遊器具等維持管理業務（南地区）
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書のとおり
- (3) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。
 - ア. 資本関係
 - (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ. 人的関係
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (7) 平成30～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、（大分類）一般サービス業、（中分類）機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業に登録されていること。
- (8) 一般社団法人 日本公園施設業協会が認定する公園施設製品安全管理士の資格を有する者を直接雇用していること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、札幌市指名競争入札参加者心得の交付場所
上記2に同じ。

なお、上記2の場所で交付する期間は、この告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分までとする。

(2) 入札の日時及び場所

日時：令和4年3月16日（水）午後2時00分

場所：札幌市北区土木センター B会議室（札幌市北区太平12条2丁目1―7）。

(3) 開札 入札の終了後直ちに、入札の場所において開札する。

(4) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成し、上記(2)の指定日時及び場所において直接入札箱へ投函（紙入札方式）するか、持参（下記ア）又は送付（下記イ）により提出すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『令和4年3月16日（水）午後2時00分開札「北区遊器具等維持管理業務（南地区）」の入札書在中』の旨を記載し、上記2あてに令和4年3月15日（火）午後5時00分までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に『令和4年3月16日（水）午後2時00分開札「北区遊器具等維持管理業務（南地区）」の入札書在中』を記載し、上記2あてに令和4年3月15日（火）（必着）までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

6 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

ただし札幌市契約規則第25条各号の一に該当した場合は免除する。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を「一般競争入札参加資格確認申請書」により出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札者候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。